

第103回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年4月22日（金） 19：10～19：43
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第123報により説明

- ・ 死者は前回より8名増の1,374人。行方不明者は10名減の1,382人。
- ・ 住家被害については、すべて増となっているが、郡山市と須賀川市で調査が進んだ結果。

（2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 測定地点について変更あり。1つ目は、県北に載せていた川俣の山木屋については資料3の20km～50kmに含めて報告することとし、24時間体制で測定。
- ・ 2つ目は、葛尾村役場の意向を受け、同村の柏原地区を追加。
- ・ この結果、南会津の檜枝岐で0.05 μ Sv、今回追加した葛尾村柏原地区で9.79 μ Svで推移している。
- ・ 葛尾村が少し高い数値を示している。

（3）水道水中の放射性物質検査結果について

保健福祉部長：別紙資料により説明

- ・ 4月20日に採取した14検体、21日に採取した35検体については、2箇所の数値が出たが基準を下回っており、他の地点からは検出されなかった。
- ・ 資料3についてはいずれも検出されなかった。

（4）計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定について

原子力安全・保安院 平岡次長：別紙資料により説明

- ・ 関係機関の調整を踏まえ、本日、区域の設定について発表した。
- ・ （それぞれの区域の説明については、「2.「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」とは」により説明。）
- ・ 本日、現地対策室を設置し、避難のための計画策定、きめ細かな支援をしていく。

松本副知事

- ・ 昨日、本部会議において、今回の警戒区域と従来の避難指示区域は同一である旨申し上げたが、避難指示区域は20kmの同心円であるが、今回指定された警戒区域は20km圏内と全く重なっているわけではなく、若干警戒区域の方

が大きいということが分かったので、訂正させていただく。

(5) 双葉地方 8 町村の仮役場設置場所及び所在確認状況について

企業局長：別紙資料により説明

- ・ 前回 4 月 15 日には 71% だったが、1 週間で 77% まで上昇。
- ・ 浪江町がまだ 50% と低い状況にあるので、浪江町と一緒に、様々な取組みをしていきたい。

(6) 東北地方太平洋沖地震義援金の第 1 回配分計画における配分対象の追加について

出納局長：別紙資料により説明

- ・ 計画的避難区域の設定を受け、配分委員会を開催し、全委員から了承を受けたため、新たに対象と加える。
- ・ 世帯数、額等は別紙のとおり。
- ・ 県に寄せられた義援金は約 74 億円であり、さらに 5 万円配分できる状況ではあるが、これについては配分委員会で検討していきたい。

(7) 米の作付けについて

農林水産部長：別紙資料「農家の皆様へ」により説明。

- ・ 米の作付けについては 4 / 12 に県内の土壌分析結果を踏まえ制限したところであるが、本日、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の決定に伴い、それに併せた形で内閣総理大臣から指示があり県内の関係市町村等へ周知したが、本資料により改めて情報発信したい。

農林水産部次長（農業支援担当）：上記資料読み上げのほか、以下を補足説明。

- ・ 該当する市町村は 12。全域が制限されるのは 9、一部が 3。
- ・ 関係団体、関係市町村を通じて農家の皆様に周知するとともにホームページ等でも周知していく。

(8) 福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望について

農林水産部長：別紙資料により説明。

- ・ (7) に関連して、今回の計画的避難区域、緊急時避難準備区域の決定に際しては、これまでの屋内退避区域と違いがあるため、稲作農家の作付け制限の動向を踏まえた十分な補償を求めたい。
- ・ 資料の下記 1 ～ 4 までのとおり要望したい。

松本副知事より補足

- ・ 資料の下記 1 については、稲の作付け制限を行う地域については補償の対象となるが、稲以外の農作物については明確になっていないということで、これについても同じ地域であるため補償していただきたいということ。
- ・ 下記 2 の屋内退避区域については、作付けの準備ができなかったところが

あり、今回外れたから作付けしてもいいと言われても、準備ができなかった
ので作付けできないということから、これらについても補償していただきたい
ということ。

- ・ 下記3については、白地地域であるが、市町村の指示や国から自主的な避難呼びかけにより準備していたものがストップしてしまったということもあることから、それについても補償の対象にできないかということ。
- ・ 複雑な表現になっているが、区域の見直しや様々なメッセージが出たため農家の方々が混乱した。そういった方々については極力救済し補償してほしいということ。

(9) 応急仮設住宅の事業候補者決定について

土木部長：別紙資料により説明。

- ・ 県内に本店を置く建設事業者等に公募していたが、4/21に選考委員会を開催し、事業候補者及び供給依頼予定個数を決定し、本日16:00にホームページにアップした。

松本副知事：

- ・ 地域の建設業者の活用や地域における雇用の確保という観点から期待しているところであり、しっかりとした対応をお願いしたい。

(10) 原子力発電所事故によって事業に甚大な影響を被る事業者に対する特別支援に関する基本合意について

商工労働部長：別紙資料により説明。

- ・ 中小企業の支援策について、経済産業省と検討してきた。基本的な枠組みがまとまったので報告する。
- ・ 原子力発電所事故で影響を受けた事業者を支援するため、無利子で長期の事業資金を提供するという新たな支援制度を創設する。
- ・ 制度の概要は資料のとおり。
- ・ 今後、具体的な制度設計について協議し、できるだけ早く開始したいと考えている。

知事：

- ・ これは非常に大事なこと。福島県は原発事故が進行中。何力所か避難所へ行って商売をやっている人からそういった相談を耳にすることがあった。
- ・ 周知することが大事。これからまた商売を始めようという兆しが見えると県民もまた、復興してきたなという感じになるので、しっかりやってほしい。

(11) 中小企業の復興に向け支援拠点を構築「南双葉広域復興センター」を開設について

商工労働部長：別紙資料により説明。

商工労働部長：別紙資料により説明。

- ・ (10)に関連して、ホームページを通して企業の復興に向けた元気な姿を県民の皆様にお知らせしたい。
- ・ 南双葉4町村で4月17日(日)にいわき市に「南双葉広域復興センター」を開設した。
- ・ 現在は、事業者の安否確認に取り組んでいるが、経営支援の情報提供や事業再開に向けた相談をやっていきたいということだった。
- ・ (資料には記載無し。)企業の取組みということで、本日、ソニーエナジーデバイスさんの東日本大震災からの復興決起集会ということで、県からも出席させていただいた。追加投資も検討しているという話もあり、そういった復興に向けた動きもホームページ等で発信していきたい。

松本副知事

- ・ 今、商工労働部長から復興に至る過程の3つの話題が報告された。ぜひ、こういう話題がどんどん増えるようにしたい。